

安全部会における外部評価結果その他参考意見

1 施策2 交通の利便性を生かした産業拠点の整備（第4回会議）

- ・ 景況を見て、事業を進めるべきである。（加藤委員）
- ・ 当該地域だけではなく、周辺についても整備が必要な状況にあることから同様に実施してほしい。（松田委員）
- ・ 業務代行方式について、業者の変更や担当者等の変更があると受託業者への不信感が募ってしまう。業者選定の際に、もっと注意した方がよい。（松田委員）
- ・ 「拠点の整備」について、どのような拠点を作るのかという展望が見えない。（中村委員）
- ・ この投資事業には、都市整備課や産業支援課など、行政一丸となって、積極的な新産業・物流業務の誘致に力を入れ、できる限り早期に、活力ある産業の拠点の整備をしていただきたい。（関口委員）
- ・ 業務代行方式を採用したことにより、事業計画の遅れを取り戻したり、事業費の抑制が期待されるが、まだ紆余曲折があるのではないかと感じる。（梅沢委員）
- ・ 新産業地区の創出という視点がなくなってしまうように感じる。物流団地ということになると、近隣住民への対策・対応が十分なのか疑問である。（泉委員）
- ・ 事業手法の変更による仮換地指定の遅れが、区画整理事業整備完了時期及び事業費拡大に影響すると思料するが、業務代行方式で対処できるのか疑問である。（泉委員）
- ・ 環境に対する各種規制が事業進捗の重しにならぬよう対応してほしい。（泉委員）

2 施策3 良好な景観形成の推進（第4回会議）

- ・ 景観とは点ではなく帯であり、家並み、街並みが重要である。（松田委員）
- ・ 庭などが無い、10割の建ぺい率の家が多い。一定の規制を設けるべきではないか。（松田委員）
- ・ 景観形成は価値判断が分かれる問題であり、緑が多ければよいのか、それとも、統一的な街並みが優先されるべきかどうかなど、どういう街のイメージを市民と共有していきたいのかが分かりづらい。もともと難しい施策であると思うので、取組内容を今一度整理してはどうか。（中村委員）
- ・ 第四次総合振興計画基本構想「将来都市像」に向けて、市民の声やニーズを把握し、より市民協働型の仕組みの推進をお願いしたい。（関口委員）
- ・ 和光市景観条例、景観計画の策定により、規制誘導の「防御」ができた。しかし、積極的なアクションとそれに向かう姿勢がない。広い視野を持つためにも、もっと市民協働を考えるべきである。（梅沢委員）
- ・ 屋外広告物の規制は、県の一律の規制に任せるのではなく、景観計画に広告物の表示等に関する行為の制限を付加することにより規制対象とし、景観行政団体としての積極性、独自性を発揮するべきである。（藤川委員）
- ・ 都市計画マスタープランの見直しと同時に、景観行政のあり方、目標について基本的な見直しを期待する。（藤川委員）
- ・ 「緑豊かなふるさと」づくりは既存の建築物、樹木等のみならず、計画的な緑化推進が必要である。そのためには、市民、市及び事業者のみならず、国及び県が関わる施設について、働きかけ、対処することが必要である。（泉委員）
- ・ 「審議会の意見を踏まえながら」という記載が評価表に多いが、その施策に対する市としての自主的な対応が必要である。その上、審議会での議論を経ていくような積極的な取組が重要である。（金子部会長）

3 施策 4 良好な居住環境の形成 (第 4 回会議)

- ・ 土地区画整理後の土地活用について、当該地域にふさわしい良好で住みよい居住環境の形成が図られるように、まちづくりの計画を見直す必要がある。(金子部会長)
- ・ 第二谷中が終了すれば、順次、越後山、白子 3 丁目についても事業が進んでいくものと期待しているが、工事の進め方などについては見直しや工夫をすることも必要である。無駄のない工事の進め方について再確認するべきである。(加藤委員)
- ・ 地権者の反対理由が事業に対してメリットが感じられないとあるが、このことから、市と市民との間に大きいギャップがあるのではないかと感じる。もう一度事業の必要性を考え直すとともに、地権者への理解を求める必要がある。(梅沢委員)
- ・ 現在の人口、産業、交通など、時代に合わせた計画で事業を進めて、市民が主体的になり、市と市民が協働のまちづくりを推進していただきたい。市民参加条例策定の前につくられた「和光市都市計画マスタープラン」に見直しも必要である。そして、区画整理事業においての土地区画整理法第 77 条「直接施工」の手法はなく、協働のまちづくりを願う。(関口委員)
- ・ 3 地区以外の住宅地についても、市民の公平感を満たすよう、居住環境を整備推進し、満足度 90% 以上になるよう迅速、適正なまちづくりを進めてほしい。(泉委員)

4 施策5 安心して暮らせるまちづくりの推進（第5回会議）

- ・ 安心して暮らせるまちづくりの推進のためには、都市計画マスタープラン、用途地域、景観などを含めた全体的な見直しを行い、その優先度の高い事業から順に整備を進めていくことが必要である。（金子部会長）
- ・ まちづくりのハード面とソフト面、つまり、まちとそこに住むひとが一体となったものが、コミュニティづくりの推進となり、また、安心して暮らせるまちづくりにつながっていく。（関口委員）
- ・ 紛争調整制度の充実により、紛争を未然に防止することができているが、近隣住民の要望は様々で、増加すると思われる。そこでは、行政の関わりや公正なジャッジが重要となるため、更なる努力を望む。（梅沢委員）
- ・ 「開発行為に伴う事業者や近隣住民の指導・支援」と「昭和56年以前の建築物の耐震化促進」は別ものであるから、本来施策を別にし、分離して評価すべきである。（藤川委員）
- ・ 東日本大震災を受けて、災害リスク情報の住民への周知や色々な形での行政の積極的な行動が望まれている。自助・共助・公助というが、まず前提として、公助による震災・水害・都市危険度を減らすためのインフラ整備が必要である。（泉委員）
- ・ 新倉2、3、4丁目の現状は、新築住宅が敷地いっぱい建っている。この地域は工場などもないので、住宅地としての建ぺい率を定め、また防火建築が進むように条例を定めてほしい。（松田委員）
- ・ 近隣他市との比較について、施策の課題のうち「地区住民が主体のまちづくりが、機能していません。」という課題の解決に向けては、コンサルタント派遣等、「働きかける」といった実際に地域に入り込む施策を取り入れるか否かによって、判断の根拠となる目標水準が異なる。つまり、現金給付を主とする施策のみの比較で良いのか、という施策の構成についての検討を行うとすると、判断結果が異なってくると考えられる。（長野委員）
- ・ 震災においては、家屋が倒れることよりも火災の方が怖い。防火についての対策をして、安心なまちづくりを進めてほしい。（松田委員）
- ・ 安全に暮らしたいという考えを市民でまとめ、それに対して行政側も応えていくという、協働の形が抜けている。（関口委員）
- ・ 市民との協働という点について、土地を業者が購入してしまえば、市民の意向・考えは入る余地がなくなってしまう。条例を定めることで、地域住民の意向をくまない業者による住宅建設を防いでほしい。（松田委員）

- ・ 開発行為に関して、行政は許可基準を強化し、指導していかないといけない。基準の見直しをすべきである。（藤川委員）
- ・ 地域住民の自主的なまちづくりのためには、市民の意識をレベルアップすることが市には求められており、市がまちづくりのあり方について根気よく広報することが必要である。（藤川委員）
- ・ 市民が中心となってまちづくりを進めるためには、まずモデル地区を作って、一部の地域で進めていくことがいいのではないか。（中村委員）
- ・ 施策の目的にあった取組を明確に打ち出して、進めていくべきである。（中村委員）
- ・ 定量的な施策指標について、適切な設定なのか疑問であるため、指標の取り方については、工夫をしてほしい。（泉委員）
- ・ 「協働」というが、市民に丸投げしているように感じられる。市民と行政が1対1の関係で進めてほしい。（松田委員）

5 施策7 交通安全対策の推進 (第5回会議)

- ・ 交通事故の場合は、個別の対策の効果が大きいので、様々な項目について調査検討の上、整備していく必要がある。(金子部会長)
- ・ 市民は通行上問題がある箇所を知っているので、市民からの要望を行政が積極的に収集し、危険な箇所の改善を図ってほしい。(関口委員)
- ・ 市内の無料駐輪場を施設整備し、有料施設にすれば、利用者のモラル向上につながるのではないかと思うので、検討してほしい。(関口委員)
- ・ 放置自転車問題は利用者のモラルの問題とあるが、同時に駐輪場の整備という点は市の責任、課題である。(梅沢委員)
- ・ 和光市内は坂が多いので、上りと下りを区別して交通ルールを設ければ、交通安全の具体的な対策になると思う。(梅沢委員)
- ・ 児童生徒への教育、啓発が、一番実効性がある交通安全対策である。児童生徒への教育、指導によって、交通ルールやマナーを身に付けさせることが大切である。(梅沢委員)
- ・ この場所はこういう事故が多いという情報を市民に広く提供することで、リスク管理の意識啓発をし、予防に努めることも必要である。また、事故多発箇所においては、信号灯器のLED化や道路標識等の明るさを増すなど、ハード面の対策を進めていくことが必要である。(泉委員)
- ・ 信号待ちの場所がないところはスペースの確保、狭い道路については一方通行にするなど対策をしてほしい。(松田委員)
- ・ 危険箇所については、予防措置として、道路構造上もっと工夫ができないか。(中村委員)
- ・ 実際にどこでどのような事故が発生しているのか分析がされているのであれば、それをどのように市民に伝え、効果的な啓発を図るか検討が必要である。また、分析したデータを基に、道路構造の改造が必要である。(長野委員)
- ・ 歩行者、自転車、自動車全てマナーを守るようにしてほしい。(松田委員)
- ・ 信号を避けるために、変なところに車が入ってくる。幹線道路の抜け道となる側にも信号機をつけて、制御してほしい。(松田委員)
- ・ 放置自転車の現状の調査をする際には、市内の自転車か市外からの自転車か可能ならば統計をとってほしい。(関口委員)

6 施策 1 1 安全な水の安定供給 (第 5 回会議)

- ・ 料金の値上げについて、用途の明確化が必要である。利用者の意識向上で配水量が減ったのであれば、供給側もコストを下げるように努力をするべきで、安易に値上げをするべきではない。(梅沢委員)
- ・ 震災の際には、管路のストックがないと復旧に数ヶ月かかってしまう。ある程度コストがかかっても、和光市も管路をストックする必要性があるのではないか。(梅沢委員)
- ・ 雨水タンクを設置して、雨水をトイレに使用したいと考えているが、メーターを取り付けて下水道料金を支払うことが条件になっているので、この条件を変えてほしい。(松田委員)

7 施策 4 9 地域と連携した防犯対策の推進

- ・ 犯罪の発生を防止するために、自治会等に加え、個人（特に高齢者）に対する防犯対策の周知が重要である。（金子部会長）
- ・ 従来の限界を補う方法として、生徒・学生の協力が重要である。生徒・学生の情報網は発達しているので、これを活用するなどの柔軟で幅広い発想がほしい。（梅沢委員）
- ・ 地域の防犯対策を実施しているのに、犯罪発生率が減っていないという現実は注目すべきである。（泉委員）
- ・ 具体的な事例、犯罪発生マップを活用した重点キャンペーンの頻度を増やし、また、地域の美化の徹底、不審者への声かけなどの環境を整えるべきである。また、推進組織として自治会、PTA などの活用を市が警察と連携して行うべきである。（泉委員）
- ・ 市の取組姿勢としては、地域コミュニティづくりをベースにし、その一環として防犯対策を位置付けるのが適切である。（藤川委員）
- ・ 地域防犯リーダーについて、自治会に入らない方が多い中で、有効なのか疑問に感じる。（松田委員）
- ・ 地域防犯リーダーという元気で強い主体に限定している施策が、本計画の目的に対して効果的なのか現時点では判断ができない。（長野委員）
- ・ 青パトは有効だと思われるので、継続してほしい。（中村委員）
- ・ 防犯に対してかけこみができる場所を市で持っていてほしい。（中村委員）
- ・ 実際に動いていなくても防犯カメラを設置するなど、防犯対策のアイデアを持ってほしい。（中村委員）
- ・ 市の狙いが、防犯は自治会単位で進めていこうというのであれば、防犯リーダーの数を施策指標として捉えても、意味がないのではないか。（長野委員）

8 施策5 1 コミュニティ施設の整備 (第6回会議)

- ・ 施設の劣化度合いも重要な要素であるが、耐震に対する構造の面も考慮に入れて整備していくことが必要である。(金子部会長)
- ・ コミュニティ施設について、その利用はマンネリ化していると感じる。近年団塊の世代の方が増加しており、家にこもらず、集まって、趣味ができるような施設になっただらいいと思う。(松田委員)
- ・ コミュニティ施設に太陽光の設備や万が一の際に水が使えるように、浄水装置も付けてほしい。(松田委員)
- ・ 既存のユーザーで構成されている管理委員会が、新たなユーザーを呼び込むという方法を考えるとする方向性、乃至は前提そのものに無理があるのではないか。こういうことを考えるのはプロデューサー側である。それをコーディネートする主体の存在とその能力が必要で、その組織設計が見えない。(長野委員)
- ・ 施設の整備について、「和光市行財政問題検討会議報告」に記載されているとおり、行政改革としての「委託等の見直しによる物件費の縮減」や「市有資産の有効活用」についても取組が始まっているが、行政改革の観点による施設維持管理という点からも施策評価をしてほしい。(関口委員)
- ・ 利用者が固定化すると新しい参加者が入りにくくなる。利用者を増やすためには、流動性を持たせる工夫が必要ではないか。そのために、今後の施策としては、利用者の固定化を防ぎ、利用者をシェアする発想がほしい。(梅沢委員)
- ・ 市民活動の拠点としてコミュニティセンターと地域センターが配置されているが、近接しているところが見られ、施設としての利用率にバラツキが出ている原因になっているのではないか。設置基準の見直し、配置変更が必要である。(泉委員)
- ・ 他自治体の運営の様子を見ることも有益だと考える。(中村委員)
- ・ 9館設置が目標であったのならば、数としては達成しているわけで、そうであれば、施策の名称は「施設の整備」ではなく、「施設の活用」になるのではないか。(藤川委員)

9 施策 5 6 湧水・緑地の保全と再生 (第 6 回会議)

- ・ 湧水や大きな緑地がある箇所に、それが分かるように看板を設置して、その看板に現状と将来の姿が分かるように表示をしてほしい。(松田委員)
- ・ 平成 24 年 10 月の組織改正で、市民環境部環境課にあった緑地の業務が建設部都市整備課に移管された。今後、移管前後の所管課の協働についての考え方に温度差がないよう、施策を推進して行ってほしい。(関口委員)
- ・ 自然環境については、「白子川流域環境協議会」のように練馬区、和光市、板橋区などの他の自治体と連携し、事業を推進していただきたい。(関口委員)
- ・ 白子・大坂湧水林保全の会の「都市の中の自然をさがす 和光市緑地の生物調査報告(平成 23 年 11 月 30 日)」を和光市ホームページで見られるようにしてほしい。(関口委員)
- ・ 緑地や湧水をからも保全している形だが、防戦一方で攻勢の手がかりがない状況である。知恵を使って、人々が集えるようにしてほしい。(梅沢委員)
- ・ 防火のための街路樹などを目的意識に取り入れたらどうか。一つだけの施策だけではなく、複合的な視点が、緑地保全から緑地拡大への反転の鍵だと思う。(梅沢委員)

10 施策 57 水環境の保全 (第 6 回会議)

- ・ 自宅で雨水貯留槽を設置したが、これをトイレの水に使用できないかということを提言したい。市に問合せたところ雨水用に下水管とメーターを整備すれば使用していいとのことだったが、そうすると雨水貯留槽を設置しても使い道はないということになる。これをどうするか検討してほしい (松田委員)
- ・ 河川へゴミを捨てる行為は「河川法施行令」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「軽犯罪法」などの関係法令で厳しく罰則されるが、安心安全なまちづくりのためには、行政は市内循環パトロールなどで河川の状況も確認されているのか知りたい。もしされていないのであれば、本施策の取組に加えて実施することが可能か、検討してほしい。(関口委員)
- ・ 雨水貯留槽は 80ℓというのは小さいということだが、より大きな貯留槽を対象に検討したらいいのではないか。(梅沢委員)
- ・ 水質の保全の話と河川への流入調整は別の話である。後者については、環境課だけではなく、他部署との連携が必要である。(藤川委員)
- ・ 魚が生存できる BOD 値は 3~5mg/ℓ、蜚が生存するのは 3mg/ℓ以下と言われている中で、当市のほとんどの河川が 2 mg/ℓとなっていたのに残念である。引き続き管理指導体制を強化し、河川の汚染防止に努力されたい。(泉委員)
- ・ 合併浄化槽に変換すれば汚水割合が 8 分の 1 に減ると言われているが、市としては何か補助金などの施策で変更促進を促す施策を考えるべきではないか。(泉委員)
- ・ 雨水タンクについては、市が把握しているのは補助金を使った件数だけなので、個人的に設置した箇所を把握できていない。もっと他の施策指標を使った方がいいのではないか。(松田委員)
- ・ 河川の水質を良くするためには、きれいな水を流すしかないと思うので、そのためには雨水管の整備が必要である。(松田委員)